

鳥羽市 観光施設等 防災資機材整備事業

災害時における受入環境の充実と、安心の提供に向けて



災害時に市民と観光客を守る 受入環境の充実を目指して

鳥羽市では、災害時における市民および観光客（帰宅困難者）の受入環境を充実させるため、市内の観光施設等が防災資機材を整備する際の費用の一部を支援いたします。

地域全体で備えを高め、安全な観光地づくりを推進します。



本制度を利用できる事業者の要件

本事業を活用できるのは、以下の条件をすべて満たす事業者です。

- ・市内の観光施設等の設置または運営事業者、あるいは関係団体であること。
- ・【重要】鳥羽市と「災害時における協力協定」を締結していること。
- ・整備する事業費用の合計額が「5万円以上」であること。



整備にかかる費用の負担を半分に軽減します

防災資機材の整備に直接要する費用（備品購入費、消耗品費など）の「2分の1」を市が負担します。

※上限金額は50万円となります。

※千円未満の端数は切り捨てて算出します。



かかった費用の合計

$$\div 2 =$$



市からの支援額
最大50万円

支援の対象となる資機材 (一)

災害時に直接消費される、食料や衛生環境を保つための物品が対象となります。



飲料水



食料



携帯用便器



生理用品



乳幼児用おむつ・粉乳



毛布等

支援の対象となる資機材（二）

電力の確保や、夜間の安全な活動を支えるための各種機器が対象となります。



発電機



蓄電池



携帯用電源装置



投光器



局所冷風機



暖房器具

支援の対象となる資機材（三）

安全な飲料水の確保や、一時的な居住空間の環境を整えるための設備が対象となります。



浄水器



包装式便座 および 便座用天幕



簡易寝台



空間仕切り（個人の空間確保用）



水循環型洗身設備 および 仮設入浴設備



炊き出し用資機材

支援の対象となる資機材（四）

購入した防災資機材を風雨から守り、安全かつ適切に管理するための倉庫設備も支援の対象となります。



防災倉庫一式（外観）



内部の収納例

申請から完了までの確実な手続きの流れ

資機材の購入前に必ず事前の申請が必要です。以下の順序に従って手続きを進めてください。

第一段階:
事前の交付申請



申請書、見積書の写し、品目録
(カタログ) を提出。



第二段階:
審査後の購入と配置



【重要】 市からの決定通知を受け
取った後に購入してください。



第三段階:
事後の実績報告



報告書、領収書の写し、完成写
真を提出。

申請を円滑に進めるための必須書類

購入予定の品物とその金額が明確に証明できる資料をご用意ください。

費用の証明



見積書の写し（品目、数量、金額が明記されているもの）

品物の証明



整備する資機材が分かる品目録（カタログ）の写し

事業完了後の実績報告と確実な記録の保存

事業完了後の報告には、「設置後の状態が分かる写真」と「支払いを証明する書類」が必ず必要となります。

設置の証明



完成写真（資機材の全体像と配置場所が確認できるもの）

支払いの証明



契約書、請求書、注文書、領収書など、
購入と支払いが完了したことが分かる書類の写し

本制度の開始時期とご相談窓口

本制度は、令和8年6月1日より施行されます。
事前の準備や、必須条件である「災害時協力協定」の締結に関するご相談は、鳥羽市の担当窓口までお問い合わせください。
地域と連携し、皆様の施設をより安全な場所へと高めていきましょう。



鳥羽市役所総務課防災危機管理室
TEL0599-25-1118 Mail bosai@city.toba.lg.jp